川崎市における大気中揮発性有機化合物調査結果 (2020年度)

Atmospheric Concentration of Volatile Organic Compounds in Kawasaki City (2020)

要旨

本研究所では、大気汚染防止法第 22 条に基づく常時監視項目となっている有害大気汚染物質の優先取組物質のうち、揮発性有機化合物 11 物質及びこれらと同時分析可能な揮発性有機化合物 41 物質の計 52 物質についてモニタリング調査を実施している。本報告は、2020 年度調査結果をとりまとめたものである。

優先取組物質は、調査を開始した1997年度以降、年平均値が概ね低下または横ばいで推移しており、2008年度以降は環境基準または指針値が定められている揮発性有機化合物10物質全てにおいて、環境基準を達成または指針値に適合している。2020年度についても全調査地点において環境基準値を達成または指針値に適合していた。

キーワード: 揮発性有機化合物、キャニスター採取、ガスクロマトグラフ質量分析、有害大気汚染物質 Key words: Volatile organic compounds, Canister sampling, GC/MS analysis, Hazardous air pollutants

1 はじめに

1996年5月に大気汚染防止法が公布され(1997年4月1日施行)、地方公共団体は、有害大気汚染物質による大気汚染の状況の把握等に努めることとされた。

本市では、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」¹ (以下、マニュアル)に基づき、測定方法が示された有害大気汚染物質を、全国標準監視地点として常時監視地点に指定されている市内4地点のほか、独自調査地点を追加した合計5地点について、モニタリング調査を計画的に実施している。

本報告は、このモニタリング調査のうち、揮発性有機 化合物(以下、VOC)52物質の調査結果をまとめたもので ある。

2 調査方法

2.1 調査地点

調査地点を図1に示す。調査地点は、環境省の「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」²に基づいて設定された池上自動車排出ガス測定局(以下、池上)、大師一般環境大気測定局(以下、大師)、中原一般環境大気測定局(以下、中原)及び多摩一般環境大気測定局(以下、多摩)の4地点に本研究所独自の調査地点として環境総合研究所(以下、環総研)を加えた計5地点である。

環総研での調査については、固定発生源の多い臨海工 業地域における環境実態の知見の蓄積を目的として 2013 年2月の本研究所開設以降実施している。

2.2 調查回数及び試料採取方法

2.2.1 調査回数

毎月1回、年12回調査した。

2.2.2 試料採取方法

内壁をフューズドシリカ薄膜でコーティングし、不活



図1 調査地点

性化処理 (Silicosteel 処理) した 6L の金属製試料採取容器 (以下、キャニスター) を加熱洗浄及び減圧し、図2のとおりパッシブサンプラーを取り付けた。試料採取は毎分約3 mL の流量で24時間連続採取を行った。

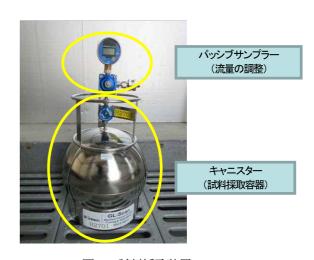


図2 試料採取装置

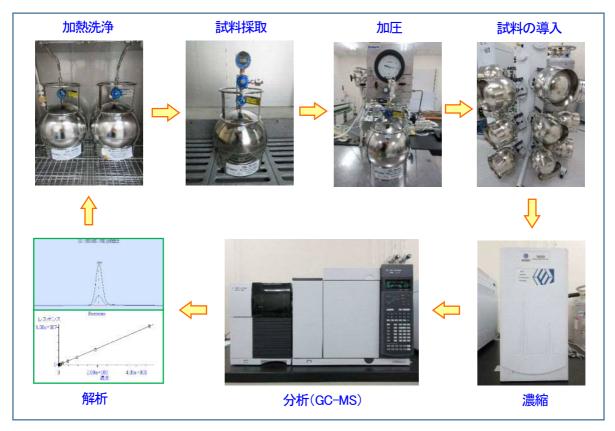


図3 大気中VOC分析のながれ

2.3 調查対象物質

大気汚染防止法第22条に基づく常時監視項目となっている有害大気汚染物質の優先取組物質のうち VOC11 物質及び2.4.1の分析方法により同時分析可能な41物質の計52物質とした。(表1を参照)

優先取組物質以外の41物質については、環境リスク評価のための暴露量調査やフロン類の調査等を目的として 実施している。

2.4 分析方法及び測定装置

2.4.1 分析方法

マニュアルの大気中のベンゼン等揮発性有機化合物 (VOCs)の測定方法に準じて、ガスクロマトグラフ質量分析計 (以下、GC-MS) により測定を行った。本研究所における大気中 VOC 分析について、試料採取から結果解析までの一連のながれを図3に示す。

測定モード:SIM

カラム: Rxi-624si1 MS

イオン化法 : EI

2.4.2 測定装置

キャニスター洗浄装置: Entech 3100D 試料濃縮・加熱脱着装置: Entech 7200 GC-MS: 7890B/5977B inertPlus

3 調査結果

3.1 概要

2020年度における各物質の年平均値を表1に示す。

年平均値は、マニュアルに準じて測定値が検出下限値 未満の場合は、検出下限値を2で除した値とし、検出下 限値以上の場合は、測定値をそのまま採用して、全測定 値の算術平均値を求めている。なお、表中の「*」は、年 平均値が測定した各月の検出下限値の最大値未満である ことを示している。

また、優先取組物質11物質のうち、環境基準または指針値が設定されている物質については、環境基準値または指針値を表1に併せて示す。環境基準値及び指針値は長期的暴露による健康影響を考慮して設定された値であるため、年平均値との比較で評価される。

3.2 優先取組物質

調査を開始した 1997 年度以降、概ね低下または横ばい傾向を示している。各優先取組物質の過去 10 年間の経年推移を図 4~14 に示す。なお、2020 年度は環境基準または指針値が設定されている 10 物質において、全調査地点で環境基準を達成または指針値に適合した。

3.2.1 環境基準が設定されている物質

ベンゼンは、2007 年度以前は環境基準非達成の年もあったが、2008 年度以降は全調査地点において環境基準を達成しており、2020 年度も達成した。しかし、臨海部に位置する池上及び環総研並びにその近傍に位置する大師においては、他の調査地点と比較して年平均値が高く、また、臨海部では移動発生源の他に、ベンゼンを排出する固定発生源が多く存在していることから、今後の調査結果について注視していく必要がある。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、年平均値が環境基準値を大幅に下回っており、調査地点間に大きな差はなく、概ね横ばいで推移している。また、これらの3物質は調査を開始した1997年以降、全調査地点で環境基準を達成している。

3.2.2 指針値が設定されている物質

指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンの6物質については、独自調査地点である環総研を含む全調査地点で指針値に適合していた。なお、塩化メチルについては、2020年8月20日付け「今後の有害大気汚染物質のあり方について(第十二次答申)」について(通知)により指針値が新たに設定された。

アクリロニトリル及び1,3-ブタジエンは、独自調査地 点である環総研において、年平均値が他の調査地点と比 べると高く、今後も濃度推移を注視していく必要がある。 塩化ビニルモノマー及び塩化メチルは、全調査地点で ほぼ同程度の濃度であり、指針値を大幅に下回った。

クロロホルムは、2020 年度の調査では調査地点間に大きな差はなかった。多摩において、2014 年度から 2018 年度まで、他の調査地点と比較して年平均値が高くなる傾向があり、2018 年度は特に顕著だった ^{3)~7)}。原因はこれまでのところ不明であるが、今後も濃度推移を注視していく必要がある。

1,2-ジクロロエタンは、全調査地点でほぼ同程度の濃度であり、指針値を大幅に下回った。

なお、指針値が定められている5物質は調査を開始した1997年度以降、全調査地点で指針値に適合している。

3.2.3 トルエン

塩化メチルは、全調査地点において横ばいで推移して おり、地点間の差もほとんど見られなかった。

トルエンは、2015 年度以降、多摩において他の調査地 点と比較して濃度が高い傾向が続いている。

3.3 その他の物質

有機塩素化合物(フロン類を除く)及び有機臭素化合物は、多くの物質において年平均値が各月の検出下限値の最大値未満であった。

キシレンなどの芳香族炭化水素は、物質毎に程度の差 はあるが、どの物質についても多摩が他の調査地点に比 べて高い傾向が見られた。

モントリオール議定書における特定物質のうち、CFC 類、1,1,1-トリクロロエタン及び四塩化炭素は、いずれも調査当初から低下傾向を示しており、近年は環境省が設定するバックグラウンド濃度⁹付近で横ばいの推移をしている。また、HCFC 類は年平均値がほぼ横ばいまたはやや低下傾向を示しており、近年はバックグラウンド濃度との差が小さくなってきている。

r→ヘキサンは、環総研が他の調査地点に比べて高い傾向が見られた。

4 まとめ

環境基準及び指針値が設定されている物質について、2020年度は全調査地点で環境基準値を達成または指針値に適合していた。しかしながら、臨海部又は近傍に位置する池上、大師及び環総研で、ベンゼンの年平均値が他の調査地点と比較して高く、また、移動発生源の他に、ベンゼンを排出する固定発生源が多く存在していることから、今後の調査結果について注視していく必要がある。今後も固定発生源及び移動発生源の影響も考慮しながら、調査対象物質の追加や変更などの検討を適宜行いつつ、継続して調査を行う。また、これまでに得られた調査結果についても、環境リスク評価に利用する等、行政施策立案の基礎資料として活用していく。

猫文

- 1) 環境省:有害大気汚染物質測定方法マニュアル(2019)
- 環境省:有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン (2013)
- 3) 藤田一樹、福永顕規、西村和彦、原美由紀:川崎市に おける大気中揮発性有機化合物調査結果(2014年度)、 川崎市環境総合研究所年報、第3号、26~32(2015)
- 4) 藤田一樹、福永顕規、関昌之、原美由紀:川崎市における大気中揮発性有機化合物調査結果(2015 年度)、川崎市環境総合研究所年報、第4号、31~37(2016)
- 5) 藤田一樹、福永顕規、関昌之、井上雄一:川崎市にお ける大気中揮発性有機化合物調査結果(2016 年度)、 川崎市環境総合研究所年報、第5号、38~44(2017)
- 6) 金井正和、福永顕規、時岡泰孝、井上雄一:川崎市に おける大気中揮発性有機化合物調査結果(2017年度)、 川崎市環境総合研究所年報、第6号、32~38(2018)
- 7) 金井正和、福永顕規、時岡泰孝、井上雄一:川崎市に おける大気中揮発性有機化合物調査結果(2018年度)、 川崎市環境総合研究所年報、第7号、33~39(2019)
- 8) 重水洋平、金井正和、時岡泰孝、喜内博子:川崎市に おける大気中揮発性有機化合物調査結果(2019年度)、 川崎市環境総合研究所年報、第8号、40~43(2020)
- 9) 環境省:令和元年度オゾン層等の監視結果に関する年 次報告書 (2020)

表1 各調査地点における 2020 年度調査結果

令和2年度調査結果

単位: µg/m³

| 11 √L1 | 2年長調宜結果 | | | | | | 単位:μg/m |
|-------------|--|--------------------|----------|-------------------------|-----------|----------|---------|
| | 測定物質 | 池上 | 大師 | 中原 | 多摩 | 環境総合 | 環境基準 |
| | 例定100頁 | 測定局 | 測定局 | 測定局 | 測定局※1 | 研究所 | (指針値) |
| 優先取組物質 | ベンゼン | 1. 7 | 1.5 | 0.60 | 0. 65 | 1.8 | 3 |
| | トリクロロエチレン | 0.50 | 0. 54 | 0. 54 | 0. 38 | 0.87 | 130 |
| | テトラクロロエチレン | 0. 12 | 0. 17 | 0. 15 | 0. 12 | 0.21 | 200 |
| | ジクロロメタン | 1. 2 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.96 | 150 |
| | アクリロニトリル | 0. 29 | 0. 16 | 0.043 | 0.066 | 0.98 | (2) |
| | 塩化ビニルモノマー | 0.053 | 0.059 | 0.019 | 0.016 | 0.041 | (10) |
| | クロロホルム | 0. 14 | 0.14 | 0. 15 | 0. 17 | 0. 15 | (18) |
| | 1,2-ジクロロエタン | 0, 11 | | | | 0.11 | , , |
| | 1,3-ブタジエン | 0. 42 | . | | | | |
| | 塩化メチル | 1. 5 | | | | | |
| | トルエン | 3. 7 | | | | | |
| | ベンゾ[a]ピレン | 0. 00048 | | | | | |
| - | クロロエタン | 0.00048 | | | | | |
| 有機塩素化合物 ※2 | | | ł | | | | + |
| | 3-クロロ-1-プロペン | * 0.008 | | | | | * |
| | 1,1-ジクロロエチレン | * 0.006 * 0.005 | | | | | 1 |
| | cis-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1-ジクロロエタン | 0.000 | | | | | 7 |
| | | 0.0000 | | | | | Ť |
| | cis-1, 3-ジクロロプロペン trans-1, 3-ジクロロプロペン | * 0.018 * 0.012 | | | | | |
| | クロロベンゼン | 0.012 | | | | | T . |
| | 1, 2-ジクロロプロパン | 0. 021 | 0,010 | | | | 1 |
| | 塩化ベンジル | * 0.009 | | | | | 7 |
| | 1, 1, 2-トリクロロエタン | * 0.0058 | 1 | | | | |
| | m-ジクロロベンゼン | * 0.0036 | | | | | T . |
| | p-ジクロロベンゼン | 0. 41 | + | | | | 1 |
| | o-ジクロロベンゼン | * 0.009 | 1 | | | | 1 |
| | 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン | * 0.006 | | | | | 1 |
| | 1, 2, 4-トリクロロベンゼン | * 0.000 | | | | | * |
| | ヘキサクロロ-1, 3-ブタジエン | * 0.024 | | | | | i i |
| | ブロモメタン | * 0.024 | • | | | | |
| ※ 3 | 1,2-ジブロモエタン | * 0.006 | 0,001 | | | | i i |
| 芳香族化合物 | スチレン | 0.31 | | | | 0.32 | • |
| | エチルベンゼン | 1. 2 | | | | | |
| | m, p-キシレン | 1. 3 | | | | | T . |
| | o-キシレン | 0. 47 | | | | | * |
| | 3-エチルトルエン | 0. 42 | | | | | |
| | 4-エチルトルエン | 0. 18 | | | | | 7 |
| | 1, 3, 5-トリメチルベンゼン | 0. 16 | | | | | |
| | 1, 2, 4-トリメチルベンゼン | 0.66 | | | | | |
| フロン類 | CFC-11 | 1. 4 | | | | | |
| | CFC-12 | 2.6 | | | | | |
| | CFC-113 | 0. 51 | | 0. 52 | | | |
| | CFC-114 | 0.12 | | | | | † |
| | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 0.012 | | | | | 1 |
| | 四塩化炭素 | 0. 52 | 0. 52 | 0. 51 | 0. 52 | 0.51 | |
| | HCFC-22 | 1. 3 | | 1.1 | | 1. 1 | |
| | HCFC-142b | 0.11 | 0.10 | 0. 10 | 0. 10 | 0.10 | |
| | HCFC-141b | 0. 22 | 0.16 | 0. 15 | 0. 14 | 0. 15 | |
| | HCFC-123 | * 0.0063 | | | | | 7 |
| | HCFC-225ca | * 0.009 | * 0.007 | * 0.007 | * 0.005 | * 0.005 | |
| | HCFC-225cb | * 0.014 | * 0.010 | * 0.009 | * 0.007 | * 0.007 |] |
| | HFC-134a | 0.77 | 0.68 | 0. 67 | 0. 72 | 0.66 | |
| ※ 4 | n-ヘキサン | 1. 1 | 0. 92 | 0. 62 | 0. 75 | 3. 0 | |
| ※ 5 | ベンゾ[k]フルオランテン | 0.00024 | 0.00024 | 0.000056 | 0. 000030 | 0.00032 | |
| 7. 0 | ベンゾ[ghi]ペリレン | 0.00033 | 0.00034 | 0.000063 | 0.000062 | 0.00047 | |
| | ※1:ベンゾ[a]ピレン.ベンゾ[k | 2]フルオラン | テン及びべい | $\bigcap [ahi] \sim 11$ | レンパン | 7.1+出海水型 | 且 |

 $%1: \langle v \rangle [a]$ ピレン、 $\langle v \rangle [k]$ フルオランテン及びベンゾ[ghi]ペリレンについては生田浄水場

※2:フロン類を除く

※3:有機臭素化合物、※4:アルカン、※5:多環芳香族炭化水素

*: 年平均値が各月の検出下限値の最大値未満(月測定値の多くが検出下限値未満であることの目安である) 有効数字は定量下限値の最小値の桁までとした

太枠: 大気環境課実施要領に基づく調査

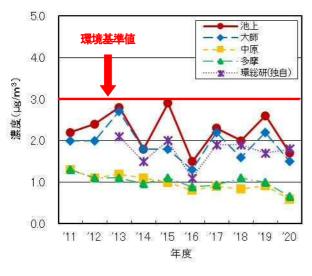


図4 ベンゼンの経年推移 <環境基準値 3 μg/m³>

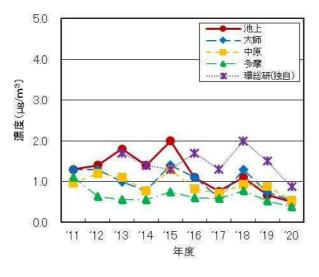


図5 トリクロロエチレンの経年推移 <環境基準値 130 μg/m³>

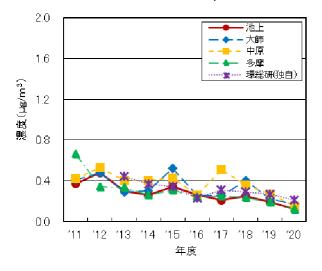


図 6 テトラクロロエチレンの経年推移 <環境基準値 200 µg/m³>

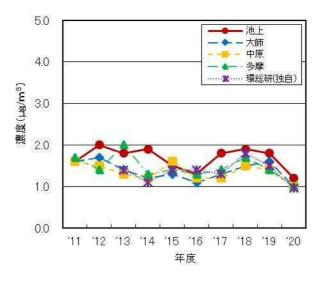


図7 ジクロロメタンの経年推移 <環境基準値 150 µg/m³>

※池上、大師、中原及び多摩は大気汚染防止法第22条に基づく常時監視地点であり、環総研は独自調査地点である。

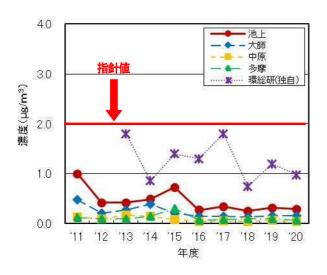


図8 アクリロニトリルの経年推移 <指針値 2 μg/m³>

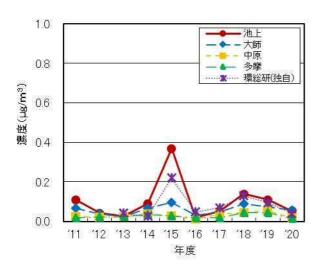


図9 塩化ビニルモノマーの経年推移 <指針値 10 μg/m³>

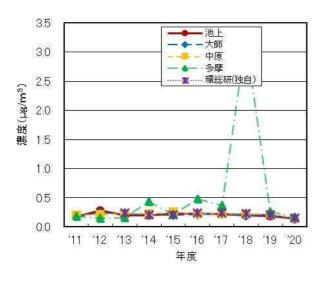


図10 クロロホルムの経年推移 <指針値 18 µg/m³>

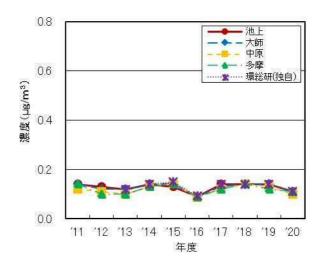


図 11 1,2-ジクロロエタンの経年推移 <指針値 1.6 μg/m³>

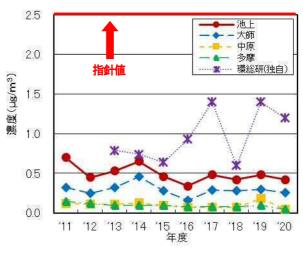


図 12 1,3-ブタジエンの経年推移 <指針値 2.5 μg/m³>

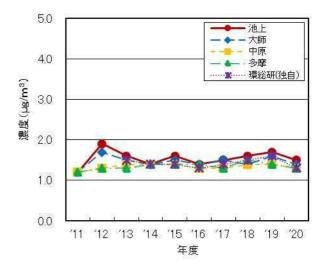


図 13 塩化メチルの経年推移 <指針値 94 μg/m³>

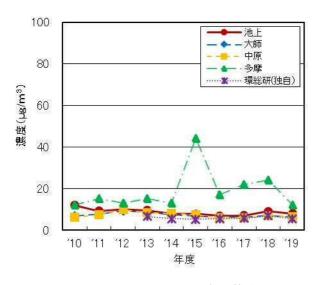


図14 トルエンの経年推移

※池上、大師、中原及び多摩は大気汚染防止法第22条 に基づく常時監視地点であり、環総研は独自の調査 地点である。